

日 銀 業 第 4 号  
2023年1月12日

適格住宅ローン債権信託受益権  
にかかる委託者および受託者 御中

日 本 銀 行

### 適格住宅ローン債権信託受益権の担保価額の変更にかかる通知の日本銀行 業務オンラインによる提出開始に伴う事務習熟テストの実施について

適格住宅ローン債権信託受益権の委託者および受託者が作成し、月次で日本銀行に提出する同信託受益権の担保価額の変更にかかる通知については、先般ご連絡差し上げたとおり<sup>(注)</sup>、本年2月1日以降に提出するものは受託者による日本銀行業務オンラインを利用した提出に移行することとなります。

本件に伴い、実際に日本銀行業務オンラインにより同通知をご提出いただき、事務習熟を図る機会を下表のとおり設けることとしました。本年2月1日以降に同通知を日本銀行に提出することを予定している受託者は、可能な限り委託者ととともに同通知を作成いただき、この事務習熟テストにご参加いただきますようお願いいたします。

#### (事務習熟テストの実施要項)

参加先	<p>2023年2月以降に「担保価額変更依頼書(住宅ローン債権信託受益権)」の提出を予定している<u>受託者</u></p> <p>—— 参加は任意ですが、提出の予定がある受託者は、可能な限りご参加ください。</p> <p>—— 可能な限り、本番運用と同様、<u>委託者と</u>ともに「担保価額変更依頼書(住宅ローン債権信託受益権)」を作成して、ご提出ください。</p> <p>—— 受託者が委託を受けているすべての委託者分を提出することも、一部の委託者分のみを提出することも可能ですが、可能な限り、多くの委託者分を提出していただきますようお願い</p>
-----	--

(参加先)	<p>します。ただし、2023年2月以降に「担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」の提出を予定していない委託者分（解約届出書を提出済または提出予定の委託者分）については、作成および提出は不要です。</p>
実施日	<p>2023年2月1日（水）～同月7日（火）</p> <p>—— この期間中の平日で、ご都合がよい日にご提出ください。提出日を日本銀行に連絡する必要はありません。</p> <p>—— 特段の事情がない限り、同一の委託者分について、提出は1回のみとさせていただきます。</p>
提出可能時間	<p>9：00～15：00 &lt;平日&gt;</p>
実施手順書	<p>詳細な事務習熟テスト実施手順書（受託者向け）は、以下に掲載していますので、ご覧ください。</p> <p>（掲載場所）</p> <p>日本銀行業務オンライン&gt;「報告様式のダウンロード」</p> <p>（報告頻度）</p> <p>月次</p> <p>（報告資料名）</p> <p>【事務習熟テスト用】担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）</p>
提出様式・記入例	<p>事務習熟テストで提出していただく様式・・・別添1 上記様式の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・別添2</p>

なお、本件に伴う担保価額の変更にかかる通知事務の変更の概要については、別添3に纏めていますので、ご参照ください。

(注) 先般ご連絡差し上げた際の通知の件名等は、下表のとおりです。一番上の通知によりご案内した追加特約書等の日本銀行への提出については、2023年1月31日が提出期限となりますので、ご注意ください。

宛先	件名	番号	掲載場所
適格住宅ローン債権信託受益権にかかる委託者および受託者	適格住宅ローン債権信託受益権の担保価額の変更にかかる通知の日本銀行業務オンラインによる提出への移行に関する件	2022年11月22日付日銀業第547号ほか（発出元の日本銀行の店舗により番号が異なります。）	紙面で交付
適格住宅ローン債権信託受益権にかかる受託者	「適格住宅ローン債権信託受益権の受託者が行う担保価額変更依頼書の提出関係事務取扱細則」の制定に関する件	2022年11月22日付日銀業第548号	日本銀行業務オンライン
担保差入金融機関等	「担保に関する細則」の一部改正に関する件	2022年11月22日付日銀業第549号	日本銀行ホームページ
オンライン担保差入先	「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の一部改正に関する件	2022年11月22日付日銀業第550号	〔業務上の事務連絡〕

また、上の表の上から二番目の通知により受託者宛に制定することをご案内した「適格住宅ローン債権信託受益権の受託者が行う担保価額変更依頼書の提出関係事務取扱細則」については、今般、受託者宛に一部改正のご連絡をしています。受託者におかれては、日本銀行業務オンラインに掲載した「適格住宅ローン債権信託受益権の受託者が行う担保価額変更依頼書の提出関係事務取扱細則」の一部改正等に関する件」（2023年1月12日付日銀業第3号）をご確認ください。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ  
 玉木 (03-3277-3072)  
 青柳 (03-3277-1307)

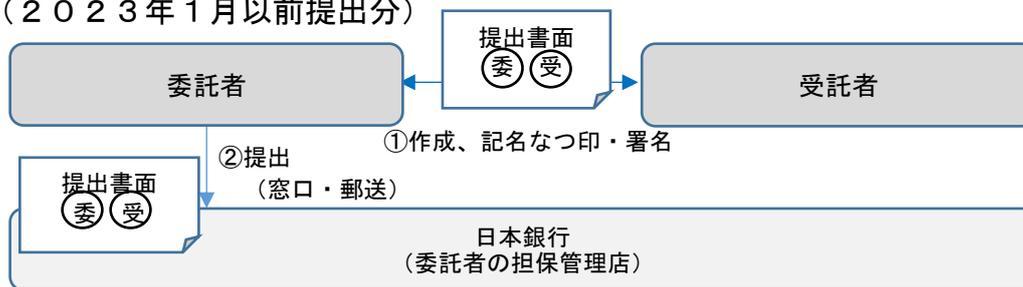
適格住宅ローン債権信託受益権の担保価額の変更にかかる通知の  
日本銀行業務オンラインによる提出への移行に伴う事務変更の概要

- 2023年2月1日以降に日本銀行に提出するものより、適格住宅ローン債権信託受益権の担保価額の変更にかかる通知について、事務効率化を図る観点から、以下のとおり提出方法等を変更します。

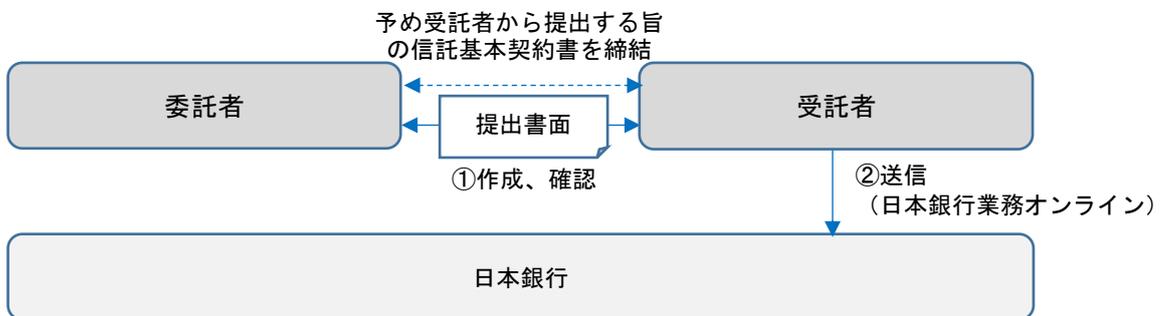
	2023年2月以降提出分	2023年1月以前提出分
提出方法	日本銀行業務オンライン	担保取引店の窓口または郵送
提出書面の 内容確認者	委託者および受託者	
日本銀行へ の提出者	受託者  〔 信託基本契約書等に基づ き、委託者のために受託者 が提出してください。 〕	委託者
提出書面	担保価額変更依頼書（住宅 ローン債権信託受益権）  〔 2月1日実施の改正後の 「担保に関する細則」 第20号書式の2 〕	担保差入証書兼担保価額変更 依頼書（住宅ローン債権信託 受益権）  〔 2月1日実施の改正前の 「担保に関する細則」 第20号書式（C） 〕
提出書面へ の記名なつ 印・署名	不要（委託者・受託者双方）。 ただし、委託者・受託者双方 が、提出書面の記載内容を確認 のうえ、担当部署名等を記入 してください。	必要（委託者・受託者双方）。

○ 参考：担保価額の変更にかかる通知の方法（イメージ図）

（2023年1月以前提出分）



（2023年2月以降提出分）



- 実際の取扱いに際しては、「担保に関する細則」の一部改正に関する件」（2022年11月22日付日銀業第549号。日本銀行ホームページ>業務上の事務連絡に掲載。）による改正後の「担保に関する細則」その他関係諸規程を参照してください。

受託者による提出事務に関しては、2023年2月1日を実施日として新規規程「適格住宅ローン債権信託受益権の受託者が行う担保価額変更依頼書の提出関係事務取扱細則」を制定し、日本銀行業務オンラインに掲載していますので、受託者におかれてはご確認ください。

- 本件変更に伴い、「住宅ローン債権信託基本契約書」の内容の変更が必要となります。委託者および受託者には別途、2022年11月頃に日本銀行（取引主要店）から当該変更に必要な手順を文書で通知するとともに、委託者に手順に必要な書面（変更合意書等）を交付しています。詳細は当該通知を参照いただき、所定の期日までに、必要となる手順を行ってください。

—— 2022年11月18日以前に住宅ローン債権信託受益権担保にかかる解約届出書を日本銀行に提出済の委託者には、上記通知および変更合意書等の交付を行っていません。また、同日以前に、自らを受託者とする全委託者にかかる同解約届出書を日本銀行に提出済の受託者には、上記通知を行っていません。

以 上